

赤い羽根共同募金

令和6年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業 取扱要領

1. 助成対象団体

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等の民間の団体で、県内に拠点をおき活動される団体とし、特にその法人格は問いませんが、下記の事項に合致する団体とします。

- (1) 団体の規約、口座等を備えていること
- (2) 助成対象事業の実績、内容および財務の状況を自ら公開できること
- (3) 活動計画、予算、決算等が整備されていること
- (4) 共同募金運動の趣旨に理解、共感し積極的に参画、推進すること

2. 助成対象事業

対象事業は、次のとおりとし、いずれも、新たに取り組む事業、立ち上げから概ね3年以内の事業を育み活性化を図る事業、よりよい活動へと見直しを図る事業とします。

原則、県域または複数市町域を対象として実施される事業としますが、県内では見られないような先駆的かつ開拓的な事業であり、その効果が他地域にも波及することが期待できるものについては、活動域がひとつの市町域であっても助成対象とします。

① 重点支援分野

- ア. 子どもの学びの場を支援する事業
- イ. 環境問題に配慮し実施する事業

- ② 子どもの育ちを応援する事業
- ③ 障がい者の地域生活を支える事業
- ④ 高齢者の地域生活を支える事業
- ⑤ 防災・減災活動として取り組む災害対策事業
- ⑥ 経済的困窮にある人への支援事業
- ⑦ 孤立・孤独の問題に取り組む事業
- ⑧ 更生保護を目的とした事業
- ⑨ その他、地域社会を良くするために取り組む事業（犯罪被害者支援や難病支援等）

3. 助成対象経費

上記事業を実施する上で必要となる経費とし、以下の経費については対象外とします。

※対象外となる事業および経費

- ・ 団体の組織運営および事務管理に係る経費および備品購入経費
- ・ 人件費、団体役職員への謝金および交通費
- ・ 全国大会・研修会への参加に係る経費
- ・ 飲食費（利用者に提供するものは除く）
- ・ 土地の取得、造成、外溝工事、または造園にかかる事業
- ・ 購入後15年未満、または15万km未満の走行距離の車両の更新

4. 助成期間

同一事業に対する助成は最長3年までとしますが、その場合は、通常の審査に加

え、一年毎に成果および目的達成状況等を精査することとします。

なお、施設の整備や車両の購入等の施設整備を行った場合は、原則として助成を受けた後2年間は助成対象となりません。

5. 助成額

助成額は、対象事業の実施に必要な経費総額の3/4以内とし、助成限度額は50万円とします。

ただし、事業費総額のうち備品購入や車両購入等の施設整備費が1/2以上を占める事業については、経費総額の2/3以内とし、助成限度額は100万円とします。

6. 事業の実施

助成対象事業は、原則として令和7年4月1日以降の事業着手とし、令和8年3月31日までに完了するものとします。

なお、助成が決定した場合は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、改めて、複数の見積書等を取得するなど、適正な事業の実施と手続きを行っていただくこととなります。

また、赤い羽根共同募金は、その「使いみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であるため、助成決定された事業は、その事業内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要があります。

そのため、助成事業で購入される備品等には「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示いただくとともに、事業内容をホームページや会報、SNS等により広報していただくこととなります。

(車両を整備される場合は、本会が指定する明示を行っていただきます。)

7. 申請について

(1) 令和6年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業申請書を本会事務局まで提出してください。

(2) 申請は1団体1事業とします。

(3) 申請書の提出期限は令和6年11月29日(金)までに本会必着とします。

8. 助成決定について

(1) 助成決定については、本会の配分委員会、理事会等を経て令和7年3月に決定し、助成決定者に対し通知します。

(2) 必要に応じて、配分委員会委員等によるヒアリング・現場確認の実施、また申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合があります。

9. その他(滋賀県共同募金会からのお願い)

共同募金は、各地域において地元の商店や企業から法人募金等として、多くのご協力をいただいています。

こうしたことから、見積り依頼業者等は、出来る限り、地元地域等の県内業者をご選定いただきますようお願いいたします。

10. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

T E L 077-522-4304 / F A X 077-522-4375

E-MAIL info@shiga-akaihane.org